

9 土づくり用語の解説

(1) 土壤関係

◎ pH (水素イオン濃度)

土壤溶液の水素イオンの濃度を表す単位をいう。水素イオンの量は非常に少ないのでグラム数の逆数の対数で示す。この値が7より小さい場合を酸性、大きい場合をアルカリ性という。土壤のpHは化学的性質を表す最も基本的な項目である。

◎ pF (水分ポテンシャル)

水は土壤に吸着されている強さを、気圧(水柱cm)の対数とした値をいう。ほ場容水量はpF1.5~1.8、初期しおれ点はpF3.8~3.9、永久しおれ点はpF4.2に相当する。

◎ E C (電気伝導度)

土壤溶液中の水溶解性塩基(石灰、苦土、加里、硝酸態窒素、硫酸根等)を電気的に測定した濃度でmS/cmの単位で表す。濃度障害の起こりうる塩類濃度は、土壤水分の多少、栽培条件等により異なるが、およそ砂土で1.0~1.5mS/cm、壤土で1.5~2.0mS/cm、腐植含有の多い埴土で2.5~3.0mS/cmである。

◎ CEC (陽イオン交換容量、塩基置換容量)

土壤粒子がアンモニア、石灰、苦土、加里等の陽イオンの肥料成分を吸着する容量を表すもので、乾土100g当たりのミリグラム当量で表示する。一般に、CECは砂質土で少なく、粘質土や腐食質の土壤は大きい。CECの改良対策としては、粘土の客土と有機物の増施が効果的である。

◎ 塩基飽和度

土壤のCECに対して、石灰、苦土、加里等の塩基類がみたされている度合い百分率で示した値を塩基飽和度とい。塩基飽和度の大きい土壤ほどpHが高く、小さいものほどpHが低く酸性を示す。一般的に、塩基飽和度が100%の土壤はほぼpH6.5~7.0、80%がpH6.0~6.5前後、60%はpH5.5~6.0に相当する。

◎ 塩基比率(塩基バランス)

土壤中に含まれる交換性(置換性)塩基の石灰、苦土、加里の比率で、塩基組成とも呼ばれている。表示はこれらの塩基類のミリグラム当量比か、重量比で表す。塩基類に望ましい比率は、土壤や作物の種類により異なるが、石灰/苦土の重量比は5~10、苦土/加里の重量比は1~2以上が望ましいと考えられている。塩基比率がくずれると、拮抗作用により養分欠乏を起こして作物生産が低下する。

◎リン酸吸収係数

土壤に一定量のリン酸溶液を加えたとき、乾土100gに固定されたリン酸の量をmgの単位で表した数値をいう。この値が大きいほど、リン酸の固定力が大きく、火山灰土壤では1500以上に達する。このようにリン酸肥料の増施が効果的である。

◎炭素率 (C/N比)

有機物中の炭素量 (C) を窒素量 (N) で割った値を炭素率という。土壤に施用する有機物の炭素率が高いと、分解の過程において土壤中の無機態窒素が微生物に利用されて、作物は窒素飢餓になる。反対に炭素率が低いと、無機態窒素が放出されて作物に供給される。炭素率の高いわら類を施用する場合は、窒素肥料を添加して炭素率を20~30以下にする。

◎火山灰土

火山からの噴出物が堆積した土壤で、母材は主に火山灰からなる。一般的に有機物が蓄積しやすく、腐植含量が高く、保水力は大きい。仮比重が小さく軽いため、裸地にすると水食、風害を受けやすい。また、陽イオン交換容量 (CEC) は大きいが、塩基の吸着力が弱いために塩基の流亡により、土壤は酸性に傾きやすい。さらに、リン酸吸収係数が大きいため、有効態リン酸は乏しい土壤である。

◎沖積土

沖積世に水に運ばれて堆積した母材が、変化した土壤である。母材は非固結堆積岩であり、堆積様式は水積である。沖積土には河成沖積土、湖成沖積土と海成沖積土がある。河成沖積土は河川に運ばれた母材が土壤になったもので、一般的に上流の地域では土壤粒子が大きく、下流では粘質の砂質のため、養分の保持力、保水力等に欠ける。

◎洪積土

一万年から200万年前の洪積世の時代に堆積した母材が、土壤に変化したもので、洪積層はれき層、砂層、粘土層などがあり、本県の洪積土は粘土層である。土壤分類では、母材は非固結堆積岩で、堆積様式は洪積世堆積である。

◎土性

土壤は数々の大きさの粒子によって構成されているが、土性とはれきを除いた土壤粒子の粒径別組成割合を示すものである。我が国では、農学会法と国際土壤学会法の二つが用いられているが、現時の公定法は後者で、砂（2~0.02mm）、シルト（0.02~0.002mm）、粘土（0.002mm以下）の重量比から分類している。本施肥基準では実用的な土性の分類（下表参考）を用いている。

本施肥基準区分	区分	粒径組成による土性区分	触感	粘土細工をしてみると
砂質土	砂質	砂土 壤質砂土	ざらざらしてほとんどが砂だけの感じ	棒にもハシにもならない
壤～埴質土	壤質	砂壤土 壤土 シルト質壤土	砂を多く感じるか、砂と粘土が半々の感じ	なんとなく鉛筆くらいの太さになる。
	粘質	砂質埴壤土 埴壤土 シルト質埴壤土	大部分が粘土で、よくこねていると砂を感じる	マッチ棒くらいの太さになる
	強粘質	砂質埴土 軽埴土 シルト質埴土 重埴土	ほとんど砂を感じないでヌルヌルした粘土の感じ	コヨリのように細長くなる

◎土壤統、土壤統群、土壤群

農耕地を全国的に統一した分類を行うために区分基準を設けている。土壤統はおおむね1mの深さまでの土壤断面が、物理的、化学的に同一の区分基準内にあり、しかも、母材、堆積様式がほぼ等しいような一群の土壤を1つの土壤統としている。土壤群は、土壤統のうちで断面形態の主な特徴および母材、分布する地形などについて共通点をもっている一連の土壤統をまとめて土壤群としている。土壤統群は、土壤群のうちでも土壤統数の多い土壤群について、腐植層、グライ層、れき層などの厚さ・位置、土性などの差異から土壤群と土壤統の中間分類単位として、土壤統群が定められている。現在、全国で土壤群16、土壤統群53、土壤統309が設定されている。

◎作土層

作土層は土壤の最上部に位置し、耕うんや施肥、灌水など、作物を栽培するためには、人間が土壤に強く影響を与えていたる土層である。下層土と比較して膨軟であり、有機質が多く養分に富んでいる。作物の根は養分の大部分を作土層から吸収するため、作物の生育にとって作土層の理化学性が重要である。最近は、作土層の浅耕土化による地力の低下が問題になっている。

◎有効土層

作物根が自由に貫入しうると認められる土層を有効土層という。水田、草地では有効土層50cm以上、畑、果樹園では有効土層1m以上あれば、良好な耕地とみなされる。

◎すき床層

作土直下のすきの底にあたる位置で、ち密化した土層をいう。最近の耕うんは大型機械によるロータリー耕が多く、機会の踏圧が大きくなつたために、すき床層はち密化、浅層化傾向にある。水田のすき床層は大型機械の導入を可能となるばかりでなく、漏水防止にも重要である。

◎仮比重

単位容積当たりの土壤の固相重量のこと、乾土1ml当たりのg数で、容積比重という。測定は内容積が100cm³の採土管に、現場で自然状態の土壤を採取し、乾土の重量を求めて100で割った値を仮比重とする。仮比重は膨軟な土壤ほど値は小さく、この値は通気性や透水性、あるいは根の張りの判断指標となる。

◎ち密度

土壤の硬さをいい、土壤断面調査では、通常、山中式硬度計を用いている。耕うんしてすぐ崩れるような軟らかい土壤は、ち密度が7mm以下である。また、耕うんが非常に困難な土壤は20mm以上である。ち密度が25mmを超えると植物の根はほとんど伸長できない。すき床層は29mm以上である。

◎最大容水量

土壤が保持できる最大の水分量で、土壤のほぼ全孔隙量にあたる。飽和容水量とも呼ばれ、ほぼpF0である。

◎透水係数

土壤中の水の移動速度を表す指標である。耕地の目標は、畑10⁻⁴cm/秒以上で、水田では10⁻⁵/秒が望ましい。透水性は土性によっても異なるが、一般的には団粒構造が発達しているほど大きくなる。

◎孔隙率

土壤がもっている孔隙率を容積%で表したもの孔隙率という。孔隙率は液相%と気相%の和であるが、真比重からも計算で求めることができる。孔隙率は単粒や団粒などの土壤構造や母材によっても異なり、火山灰土壤では70~80%、非火山灰土壤では55~60%が一般的な数値である。

◎心土破碎

作土の下にある層で、普通の耕起によっても攪拌されない部分を心土といい、心土はち密で養分が不足している場合が多い。硬い心土を破碎機で改良することにより、表層の停滞水の浸透を早めたり、下層土の膨軟化に役立つ。

◎有効根群域

作物の根が充分に発達、分布するために要する土壤の深さをいう。作物の適正な生育には、根系の十分な発達が必要であるが、そのためには有効根群域の通気性、透水性、保水性、ち密性などの物理性が良好でなければならない。

◎減水深

水田における表面水の水位低下をいい、水稻根による吸水、葉面・田面蒸発および土中のたて浸透量の和による。通常一日当たりの水位低下量を水深mmで表し、日減水という。一般に、稻作での適正な減水深は、一日当たり20~30mmである。

◎脱窒

土壤中の硝酸態窒素が還元条件下で窒素ガスや酸化窒素ガスとして大気中に放出される現象。主に水田で起こるが畑でもある程度脱窒により窒素の損失が生じるとされている。

(2) 肥料関係

◎単肥

通常は1回の製造単位で作られ、肥料取締法でいう化学肥料や配合肥料などのようにさらに再加工、混合などの過程を経てない肥料をいう。硫安や尿素のように主成分だけを含むものは追肥などで单一成分の不足を補うことができ、溶リン、珪カルのように複数の有効成分を含むものはリン酸やケイ酸補給など総合的な土壌改良に使用される。

◎配合肥料

固形の原料どうしを配合したもので、肥料三要素のうち2成分以上を含み、合計量が15%以上を保証する。単に配合肥料といった場合は登録肥料で肥料取締法で指定された材料、すなわち固結防止材、成分均一化促進材、効果発現促進材などの配合が認められる。一方、指定配合肥料は届出肥料で公定規格に定められた普通肥料同士の配合肥料である。これには水だけによる造粒工程を経たものも含まれるが、アルカリ性を呈する普通肥料を配合するものは除かれる。生産、流通に関わる手続きが簡便であるが、その分保証成分の決定法や詳細な原料表示などの義務付けが加えられている。有機配合肥料や粒状配合肥料(BB)肥料は指定配合肥料として流通するものが多い。

◎有機配合肥料

多種にわたる銘柄があり、有機化成よりも有機質の原料を多量に使え、硫安、硫加など無機肥料の速効性と有機物のいろいろな長所を同時に生かすことができる。一般に成分が低く、相対的に高価なため、換金性の高い野菜、果樹、茶などに使用されてきたが、最近では無機肥料をなるべく使わない有機農業や減化学肥料農業の普及にともない、水稻への使用も増加している。

◎有機化成肥料

無機原料に有機質肥料を加え造粒したものである。有機質肥料は有効成分量が低いため、有機質肥料含量にもよるが基肥として、窒素、リン酸、カリで8-8-8の普通化成並のものが多く流通する。複合肥料としての省力効果のほかに有機質肥料としての緩効的な肥効や物理性、生物性の改良効果を合わせて期待できる。指導上は有機肥料由来の窒素を最低0.2%含むように有機原料を配合したときに有機または有機入りという文字を肥料の名称に付けられるとしている。

◎特殊肥料

肥料取締法での普通肥料以外（堆肥等）の肥料。法律で厳しく取り締まらなくても経験や五感で種類、品質の認識が可能なものの、品質が一定でなく規格化になじまないものが多く、多量に施用されても過剰障害を起こしにくいものが多い。従って、登録や保証票貼付の義務はない。ただし、有害成分のカドミウム、ヒ素、水銀の含有量で制限されるものがある。比較的流通範囲が狭いものが多い。商品として流通させるためには都道府県知事への届出が必要である。未粉碎の有機質肥料や稻わら、バークなどの堆肥やコンポストなどである。平成19年肥料取締法の改正により汚泥堆肥は普通肥料に分類された。

◎高度化成肥料

肥料の三要素の合計量が30%以上含まれているものを高度化成肥料という。原料は尿素、りん安を使用する肥料が多いので、低度化成肥料に比較して副成分が少ない。化成肥料の中で、70%を占めている。

◎低度化成肥料（普通化成）

肥料の三要素の合計量が30%未満の肥料を低度化成肥料という。原料は硫安、過リン酸石灰、塩化加里などが多く用いられているので、土壤の酸性化の原因となる副成分が多く含まれている。

◎肥効調節型肥料

様々な方法によって肥効をコントロールした肥料の総称で、緩効性肥料ともいわれる。

ア) 被覆肥料

水溶性肥料の粒を硫黄や樹脂等で覆って、肥料成分の溶出量、時期を調整した肥料。

イ) 化学合成緩効性肥料

水に溶けにくく、微生物による分解を受けにくい性質の化合物で、長期にわたって少しづつ養分が溶け出すもの。IB, CDU、ウレアホルム等がある。

ウ) 硝化抑制剤入り肥料

微生物による窒素成分の硝酸化作用を阻害する薬剤（ジアンジアミド等）を混合し、長期間土壤中に窒素を保持できるようにしたもの。

◎ぼかし肥

有機質肥料（油かす、米ぬか、骨粉等）を主体として配合し、好気的に発酵させた肥料。発酵処理により、有機物の分解に伴う生育障害が回避できる。

◎生理的酸性肥料

作物に肥料成分が吸収されたあと、土壤を酸性にする副成分（硫酸根、塩酸根等）を残す肥料をいう。硫安、塩安、硫酸加里、塩化加里などの肥料がこれに相当する。これらの肥料を連用や多量施用する場合は、石灰質資材を用いて酸度矯正を行う必要がある。

◎生理的中性肥料

作物に肥料成分が吸収されたあと、土壤を酸性やアルカリ性にする副成分を含まない肥料をいう。硝安、硝酸加里、尿素、CDUなどの肥料がこれに相当する。

◎生理的アルカリ性肥料

作物に肥料成分が吸収されたあと、土壤をアルカリ化する副成分を含んでいる肥料をいう。石灰窒素、ようりん、硝酸ソーダなどの肥料がこれに相当する。

◎水溶性成分

肥料成分の一つの形態で、水に溶ける成分をいい、成分名にWの略字を付けて表示される。植物に直接吸収されやすい形態であるため、速効性である

◎可溶性成分

肥料成分の一つの形態で、リン酸の場合は、ペーテルマンクエン酸塩液に、石灰、苦土、ケイ酸の場合は、0.5M塩酸に可溶な成分をいい、成分名にSの略字を付けて表示される。水溶性成分も含まれる。水溶性成分とク溶性成分の中間の肥効を示す

◎ク溶性成分

2%のクエン酸に溶ける成分をいい、成分名にCの略字を付けて表示される。水溶性や可溶性成分と比較して緩効性である。水溶性成分も含まれる。

◎アルカリ度（アルカリ分）

肥料に含まれている土壤酸性を中和する能力のあるアルカリ成分を酸化カルシウム（生石灰 CaO）量に換算したもので、酸性中和力を示す。カルシウム含量とは異なるが、中和能力のある成分がカルシウムだけであればアルカリ度とカルシウム含量は等しい。なお苦土石灰の石灰含有量は、アルカリ度55%、苦土10%の場合
 $55\% - (10\% \times 1.4) = 41\%$ と計算される。

石灰質資材	主成分	アルカリ度		
		理論値	公定規格最小値	保証成分例
生石灰	CaO	100 CaO/CaO	80	85
消石灰	Ca(OH) ₂	76 CaO/Ca(OH) ₂	60	65
炭酸カルシウム	CaCO ₃	56 CaO/CaCO ₃	50	53
貝化石肥料	CaCO ₃	56 CaO/ CaCO ₃	35	35~50
苦土(参考)	MgO	138 CaO/MgO	—	—

◎窒素無機化率

有機物を培養したときに、全窒素の内、植物に利用可能である無機態窒素の発現量の割合をいう。一般に、有機質肥料の無機化率は、2週間処理で25~60%、5週間処理で35~70%程度のものが多い。

◎肥料の吸収率

施用された養分が作物に吸収される割合を、肥料の吸収率または利用率という。窒素の吸収率は30~50%、リン酸5~20%、カリは40~60%程度である。

(3) 環境関係

◎硝酸性窒素 (NO_3-N)

硝酸態窒素ともいい、硝酸根 (NO_3^-) の形態で存在する速効性窒素のことである。硝酸石灰や硝酸ソーダなどに含まれ、硝安にはアンモニア性窒素と同量含まれる。マイナスの電荷を帶びており、土壤粒子には吸着されにくく、施設やマルチ栽培では流失しにくいが、露地では雨水により下方へ流れ去るため、脱窒するため水田の基肥には適さない。多量に施用すると濃度障害を起こし、また、吸湿性が強いので保管には注意がいる。地下水の環境基準は硝酸として10ppmと定められている。

◎BOD (生物学的酸素要求量)

生物化学的酸素要求量の略称で、河川や湖沼、あるいは各種排水などに溶解している有機性汚濁物質の含有を目安とした水の汚濁を示す指標である。水中の有機性物質が好気的微生物などの増殖あるいは呼吸によって、炭酸ガス、炭素、窒素などに酸化分解されるのに必要な酸素量である。有機物含量が多いと水中の酸素が急速に消費され、水は不快臭を発する。この過程において消費される酸素の量を5日間、20°Cで測定した値がBODである。

◎COD (化学的酸素要求量)

化学的酸素要求量の略称で、水中の有機、無機物質が酸化剤によって、酸化される場合の酸素が消費される量で、単位はmg/lで示す。海域や湖沼の汚濁指標を示すのに用いる。BODとともに有機物質による汚染を示す代表的指標である。BODに比べ測定に要する時間が短く、数値も簡単に求められる利点がある。農業用水や排水基準、また環境基準の湖沼や海域ではCODを、河川ではBODを用いる。

◎DO (溶存酸素)

溶存酸素量の略称で、水中に溶けている酸素量をしめす。単位はmg/lで示す。水中の溶存酸素は生物の生存と深く関わる。水中での供給源は水面では大気との接触や植物プランクトンですが、一方では、生物の呼吸や汚濁物質の腐敗などで消費される。水中に溶け込む酸素の最大量は(溶存酸素飽和量)は温度、圧力によって変化する。水温20°Cの場合9.17mg/lである。DOは水中の有機物などを酸化し、安定化させるために重要である。水質調査では欠かせない項目であり、河川、湖沼などでは、約0~7.5mg/l以上が望ましい。

◎TOC (全有機炭素)

全有機炭素の略称で、水中のすべての有機物に含まれる炭素量を示す。BOD、CODと異なり、自然界で分解され難い安定な物質中の炭素量も含まれ、上水道のトリハロメタンや種々の有機ハロゲン化合物、あるいはそれが生成するための前駆物質と密接なつながりがある。

10 関係法令

肥料取締法（抜粋）

昭和25年 5月 1日 法律第127号
最終改正 平成19年 3月30日 法律第8号

（目的）第一条

この法律は、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、もつて農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的とする。

（定義）第二条

この法律において「肥料」とは、

- ①植物の栄養に供することを目的として土地にほどこされる物
- ②植物の栽培に資するため土じように化学的変化をもたらすことを目的として土地にほどこされる物
- ③植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物をいう。

この法律の対象となる肥料を「特殊肥料」と「普通肥料」に分け、普通肥料については「公定規格」により規格を定め登録制により、また、特殊肥料については届出制によりその性質に応じた措置を講ずることとしている。

（公定規格）第三条

肥料の登録を受けようとする者の間で不公平が起こらないようにするとともに、品質を一定基準から低下させないことを目的として、「公定規格」を定める。

公定規格は、普通肥料の含有すべき主成分の最小量又は最大量、含有を許される植物にとっての有害成分の最大量、その他必要な事項を定める。

（普通肥料の登録制度）第四条、第六条関係

普通肥料を生産する者は、その銘柄ごとに、農林水産大臣または都道府県知事の登録を受けなければならぬ。

都道府県知事に登録する肥料は、法第四条第一項第七号に規定される石灰質肥料等及び法第四条第二項に規定される配合肥料である。

肥料の種類によっては適用植物の範囲を示し、施用方法・残留性についての栽培試験をする必要がある。

（保証票添付の義務）第一七条、第一八条関係

普通肥料にはすべて生産業者保証票又は輸入業者保証票の添付を義務づけている。ただし、事故肥料※（天災等により成分異常をきたしたもの）、輸出用肥料、工業用・飼料用用途は、保証票の添付義務が免除される。

また、販売業者が普通肥料の容器若しくは包装などを開封又は変更したとき、あるいはバラの普通肥料を容器に封入又は包装したときは、販売業者保証票の添付を義務づけている。

事故肥料※：登録が行われた普通肥料が、天災、吸湿、風化等のやむを得ない事由により品質が劣化し、公定規格に適合しなくなったものをいう。

（譲渡の制限又は禁止）第一九条関係

未登録であり保証票が添付されていない普通肥料の譲渡を禁じる。ただし、事故肥料等はこの限りではない。

(使用の制限・規制) 第二一条関係

特定普通肥料は、保証票の添付がないものは施用してはならず、当該肥料の種類ごとに施用時期及び方法等について、使用者が遵守すべき基準を定める。当該肥料の使用者は、この基準に違反して施用してはならない。

(特殊肥料の届出) 第二二条関係

特殊肥料の生産業者又は輸入業者は、その事業を開始する2週間前までに、生産業者では生産する事業所を所管する都道府県知事に、輸入業者では、輸入の場所を所管する都道府県知事への届出が義務づけられている。

(特殊肥料の届出) 第二二条の二関係

特殊肥料のうち、購入者が品質を識別することが著しく困難であり、施用上その品質を識別することが特に必要であるものは、その種類ごとの表示の基準となる事項を定める。この条項により表示が義務づけられている特殊肥料は「たい肥（汚泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるものを除く）」と「動物の排泄物」である。

(販売業務の届出) 第二三条

生産業者、輸入業者、又は販売業者は、販売業務を行う事業所ごとに、当該事務所において販売業務を開始した2週間以内に、事業所が所在する都道府県知事への届出を義務とする。

(異物混入の禁止) 第二五条

肥料の品質を不当に低下させたり、肥料を悪変させることを防ぐため、特別な場合を除いて、生産・輸入・販売する肥料に異物を混入することを禁止する。

(帳簿の備え付け義務) 第二七条

生産業者は生産・販売の帳簿を事業場ごとに、輸入業者、販売業者は売買の帳簿事業場ごとに備え、記帳を行うことを義務づける。帳簿は2年間の保存しなければならない。

(立入検査) 第三〇条

本法の取締り上の必要があるときは、都道府県知事は肥料検査官又は都道府県職員に必要な立入検査等を行うことができる。その検査で肥料又は原料を収去した場合はその検査結果を公表する。

(回収命令) 第三一条の二

農林水産大臣は未登録の普通肥料、保証票が添付されていない普通肥料、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると想定又は認められる特定普通肥料の施用によって人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産される事態を防止するため、これらの肥料を譲渡又は引き渡した者に対し当該肥料の回収やその他必要な措置をとらせることができる。

特殊肥料の表示について

特殊肥料のうち「たい肥」及び「動物の排せつ物※」は、その品質についての表示が必要になります。山梨県内でこれらの肥料を生産する場合は、次の表示例を参考に肥料の袋に印刷するなどして表示してください。

各記載事項の表示の方法については、「特殊肥料の品質表示基準」（平成16年1月15日農林水産省告示72号）を参照

平成13年10月15日から、動物由来たん白質を原料として使用されたものの表示方法が変わりました。

※特殊肥料のうちの「家畜及び家きんのふん」及び「家畜及び家きんのふんの処理物」が平成12年10月1日から「動物の排せつ物」に変わりました。

(表示例)

肥料取締法に基づく表示		2cm以上
肥料の種類 たい肥 肥料の名称 ○○○○牛糞たい肥 届出受理した都道府県 山梨県第○一〇〇号 表示者の氏名又は名称及び住所 ○○牧場 山梨県○○市○○町○丁目○番○号 正味重量 30kg 生産(輸入)した年月 平成○○年○○月 主要な成分の含有量等(現物あたり) 窒素全量(%) りん酸全量(%) カリ全量(%) 炭素窒素比(C/N比) 銅全量(豚ふんを使用し、現物1kg当り300mg以上有する場合に記載) 亜鉛全量(豚ふん又は鶏ふんを使用し、現物1kg当り900mg以上含有する場合に記載) 石灰全量(石灰を使用し現物1kg当り150g以上含有する場合に記載) 水分含有量(%) (上記の成分の含有量を乾物当りで表示する場合に記載)		
原料 牛ふん、おがくず、もみがら	7. 2cm以上	8. 8cm以上

○肥料取締法施行細則

昭和二十五年十月二日 山梨県規則第73号

(登録証の様式)

第一条 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号。以下「法」という。)第十条の規定による登録証は第一号様式のとおりとする。

(昭二九規則三六・昭三二規則八・一部改正)

(公示)

第二条 法第十六条第一項の規定による公告及び法第三十条第九項の規定による公表は、県公報に登載して行う。

(昭二九規則三六・平一二規則一四六・一部改正)

(許可証の様式)

第三条 肥料取締法施行令(昭和二十五年政令第百九十八号)第四条による事故肥料譲渡許可証は第二号様式のとおりとする。

(昭二九規則三六・昭三二規則八・一部改正)

(報告の徴収)

第四条 法第四条第一項第七号若しくは第二項の規定による知事の登録を受けた普通肥料又は法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による知事への届出に係る指定配合肥料の生産業者は、毎年一月末日までに前年中に生産した当該普通肥料又は指定配合肥料について、肥料の種類及び数量を知事に報告しなければならない。

2 法第二十二条第一項の規定による知事への届出に係る特殊肥料の生産業者又はその輸入業者は、毎年一月末日までに前年中に生産し、又は輸入した特殊肥料について、肥料の種類及び数量を知事に報告しなければならない。

(平一五規則七四・全改)

(表示命令)

第五条 法第四条第一項第七号若しくは第二項の規定による知事の登録を受けた普通肥料又は法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による知事への届出に係る指定配合肥料の生産業者は、当該普通肥料又は指定配合肥料を生産したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては各荷口又は各個)に知事が別に定める表示事項を表示しなければならない。

(昭五九規則二九・追加、平六規則四六・平一二規則一四六・平一五規則七四・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年六月二十日から適用する。

～中略～

附 則(平成一五年規則第七四号)

この規則は、公布の日から施行する。

各様式省略

○肥料取締法施行細則第五条の規定による表示事項
平成十四年一月十七日山梨県告示第十四号

肥料取締法施行細則(昭和二十五年山梨県規則第七十三号)第五条の規定による表示事項を次のように定め、肥料取締法施行細則第六条の規定による表示事項(昭和五十九年山梨県告示第百八十号)は、廃止する。

肥料の種類	表示事項
1 石灰窒素が原料として使用された普通肥料(原料が石灰窒素に限られたもの及び化学的操作を加えたものを除く。)	この肥料には、石灰窒素が入っていますから、施用後24時間以内は飲酒しないでください。
2 たばこくずが原料として使用された普通肥料	この肥料には、たばこくず(粉末)が入っていますから、桑園又はその付近において使用すると、桑の葉にニコチンが吸収されて、蚕に害を与えることがあります。
3 土壤中における硝酸化成を抑制する材料が使用された尿素、液状複合肥料又は家庭園芸用複合肥料	この肥料には、硝酸化成抑制材が入っていますから、葉面散布用に使用しないでください。
4 チオ硫酸アンモニウムが原料として使用された液状窒素肥料又は液状複合肥料	この肥料には、チオ硫酸アンモニウムが入っていますから、過剰施用に注意するとともに、施用後一週間以内は播種しないでください。
5 動物由來たん白質(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の2の(1)のア、イ又はウに定めるほ乳動物由來たん白質、家きん由來たん白質又は魚介類由來たん白質をいう。)が原料として使用された普通肥料	この肥料には、動物由來たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。

肥料取締法に基づく特殊肥料等

昭和二十五年六月二十日 農林省告示第百七十七号
最終改正：平成一七年二月七日 農林水産省告示第二五三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）に基き、特殊肥料等につき次のように指定する。

一 肥料取締法第二条第二項の特殊肥料

(イ) 次に掲げる肥料で粉末にしないもの

魚かす（魚荒かすを含む。以下同じ。）

干魚肥料

干蚕蛹

甲殻類質肥料

蒸製骨（脱こう骨を含み、牛の部位（肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、皮、毛、角、蹄（てい）及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）を除く。以下同じ。）を原料とする場合にあつては、牛のせき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）及び畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条の検査を経ていない牛の部位（以下「せき柱等」という。）が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

蒸製てい角

肉かす（牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

羊毛くず

牛毛くず

粗碎石灰石

(ロ)

米ぬか

はつこう米ぬか

はつこうかす（生産工程中に塩酸を使用しないしよう油かすを除く。以下同じ。）

アミノ酸かす（廃糖蜜アルコール醸酵濃縮廃液で処理したものを含み、遊離硫酸の含量0.5ペーセント以上のものを除く。）

くず植物油かす及びその粉末（植物種子のくずを原料として使用した植物油かす及びその粉末をいう。）

草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末

木の実油かす及びその粉末（カポツク油かす及びその粉末を除く。以下同じ。）

コーヒーかす

くず大豆及びその粉末（くず大豆又は水ぬれ等により変質した大豆を加熱した後圧んしたもの及びその粉末をいう。）

たばこくず肥料及びその粉末（変性しないたばこくず肥料粉末を除く。）

乾燥藻及びその粉末
落棉分離かす肥料
よもぎかす
草木灰（じんかい灰を除く。）
くん炭肥料
骨炭粉末（牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
骨灰（牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
セラツクかす
にかわかす（オセインからゼラチンを抽出したかすを乾燥したものを除き、牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
魚鱗（蒸製魚鱗及びその粉末を除く。）
家きん加工くず肥料（蒸製毛粉（羽を蒸製したものを含む。）を除く。）
はつこう乾ぶん肥料（し尿を嫌気性醸酵で処理して得られるものをいう。以下同じ。）
人ぶん尿（凝集を促進する材料（以下「凝集促進材」という。）又は悪臭を防止する材料（以下「悪臭防止材」という。）を加え、脱水又は乾燥したものを除く。）

○
動物の排せつ物
動物の排せつ物の燃焼灰
たい肥（わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの（尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。）をいい、牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
グアノ（窒素質グアノを除く。）
発泡消火剤製造かす（つい角等を原料として消火剤を製造する際に生ずる残りかすをいう。）
貝殻肥料（貝粉末及び貝灰を含む。）
貝化石粉末（古代にせい息した貝類（ひとで類又はその他の水せい動物類が混在したもの）を含む。）が地中に埋没たい積し、風化または化石化したものの粉末をいう。以下同じ。）
製糖副産石灰
石灰処理肥料（果実加工かす、豆腐かす又は焼ちゅう蒸留廃液を石灰で処理したものであって、乾物1キログラムにつきアルカリ分含有量が250グラムを超えるものをいう。）
○
含鉄物（褐鉄鉱（沼鉄鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分の施用を目的とし、鉄分を100分の10以上含有するものに限る。）、鐵粉及岩石の風化物で鉄分を100分の10以上含有するものをいう。以下同じ。）
微粉炭燃焼灰（火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあつては、3ミリメートルの網ふるいを全通するもに限る。以下同じ。）
カルシウム肥料（主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）
石こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）

二 肥料取締法第三十五条第一項前段の肥料

工業用 硫酸アンモニア、塩化アンモニア、硝酸アンモニア、硝酸ソーダ、尿素、石灰窒素、硝酸アンモニアソーダ肥料、硝酸苦土肥料、グリオキサール縮合尿素、液状窒素肥料、りん酸苦土肥料、液体りん酸肥料、鉱さいりん酸肥料、副産りん酸肥料、混合りん酸肥料、硫酸加里、塩化加里、混合加里肥料、蒸製てい角粉、生骨粉、大豆油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、たばこくず肥料及びその粉末、とうもろこし浸漬液肥料、化成肥料、配合肥料、熔(よう)成汚泥灰複合肥料、生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、副産石灰肥料、混合石灰肥料、鉱さいけい酸質肥料、軽量気泡コンクリート粉末肥料、シリカゲル肥料、けい灰石肥料、硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、副産苦土肥料、硫酸マンガン肥料、副産マンガン肥料液体副産マンガン肥料、ほう酸塙肥料、ほう酸肥料、下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、硫黄及びその化合物、粗碎石灰石、木の実油かす及びその粉末、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料、石こう、含鉄物

飼料用 尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、焼成りん肥、液体りん酸肥料、副産りん酸肥料、塩化加里、魚かす及びその粉末、干魚肥料及びその粉末、魚節煮かす、蒸製魚鱗及びその粉末、干蚕蛹(よう)及びその粉末、蚕蛹(よう)油かす及びその粉末、とうもろこしひい芽及びその粉末、大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、他の草本性植物油かす及びその粉末(ひまわり油かす及びその粉末、サッフラワー油かす及びその粉末、ニガー油かす及びその粉末並びにえごま油かす及びその粉末に限る。)、カポック油かす及びその粉末、とうもろこしひい芽油かす及びその粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゆかす粉末、とうもろこし浸漬液肥料、乾燥菌体肥料(乾燥酵母に限る。)、魚廃物加工肥料(蒸製皮革粉、たばこくず肥料若しくはその粉末若しくは泥炭を原料として使用するもの又は悪臭防止材を使用するものを除く。)、副産動物質肥料、副産植物質肥料、混合有機質肥料(蒸製皮革粉、ひまし油かす粉末、たばこくず肥料粉末、乾燥菌体肥料(食品工業、パルプ工業、発酵工業又はゼラチン工業の排水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したものに限る。)、加工家きんふん肥料又は魚廃物加工肥料(蒸製皮革粉、たばこくず肥料若しくはその粉末若しくは泥炭を原料として使用するもの又は悪臭防止材を使用するものに限る。)を原料として使用するものを除く。)、化成肥料、シリカゲル肥料、硫酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、硫酸マンガン肥料、米ぬか、はつこうかす、木の実油かす及びその粉末(パーム核油かす及びその粉末に限る。)、貝化石粉末

附 一に掲げる肥料には、造粒、成形及び圧んしたものを含む。

特殊肥料の品質表示基準

平成十二年八月三十一日 農林水産省告示第千百六十三号
最終改正：平成一七年二月二八日 農林水産省告示第三六四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第二十二条の二第一項の規定に基づき、特殊肥料についての表示の基準となるべき事項を次のように定め、平成十二年十月一日から施行する。

第1 表示事項

特殊肥料の品質に関し表示すべき事項（以下「表示事項」という。）は、別表のとおりとする。

第2 遵守事項

1 表示事項の表示の方法

第1に規定する表示事項の表示に際しては、生産業者、輸入業者又は販売業者は、次に規定するところによらなければならない。

(1) 肥料の名称

当該肥料の生産業者又は輸入業者が肥料取締法（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき都道府県知事に届け出た肥料の名称とすること。

(2) 肥料の種類

別表の特殊肥料の種類の項に掲げる名称を用いること。ただし、たい肥（汚泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるものを除く。）にあっては、「たい肥」と表示することができる。

(3) 届出をした都道府県

生産業者又は輸入業者にあっては法第22条第1項の規定に基づき届け出た都道府県を、販売業者にあっては法第23条の規定に基づき届け出た都道府県を、それぞれ表示すること。

(4) 表示者の氏名又は名称及び住所

表示者は、当該表示を行った生産業者、輸入業者又は販売業者とすること。

(5) 正味重量

正味重量は、キログラム単位で記載すること。ただし、容積量をリットル単位で併記することができる。

(6) 生産（輸入）した年月

ア 次の例のいずれかにより記載すること。

（ア）平成12年4月

（イ）12. 4

（ウ）2000. 4

イ 生産し、又は輸入した年月を販売業者が知らないときは、「生産（輸入）した年月」を「表示をした年月」として、表示をした年月を記載すること。

(7) 原料

ア 原料名は、「鶏ふん」、「もみがら」等最も一般的な名称をもって記載すること。

イ 生産に当たって使用された重量の大きい原料から順に、その旨を明記して次に掲げる例により記載すること。

ウ 生産に当たって動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の(1)のア、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白

エ 生産に当たって腐熟を促進する材料が使用されたものについては、その材料の名称を明記して次に掲げる例により記載すること。

(原料)

牛ふん、鶏ふん、蒸製骨粉、わら類、樹皮、骨炭粉末

備考：1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。

- 2 この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。
- 3 蒸製骨粉及び骨炭粉末は、牛のせき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。
- 4 腐熟を促進するために尿素を使用したものである。

(8) 主要な成分の含有量等

ア 主要な成分の含有量等は、別紙の測定方法による測定結果に基づき、次の表の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる表示の単位を用いて現物当たりの数値で記載すること。この場合において、表示値の誤差の範囲は、同表の右欄に掲げるところとする。

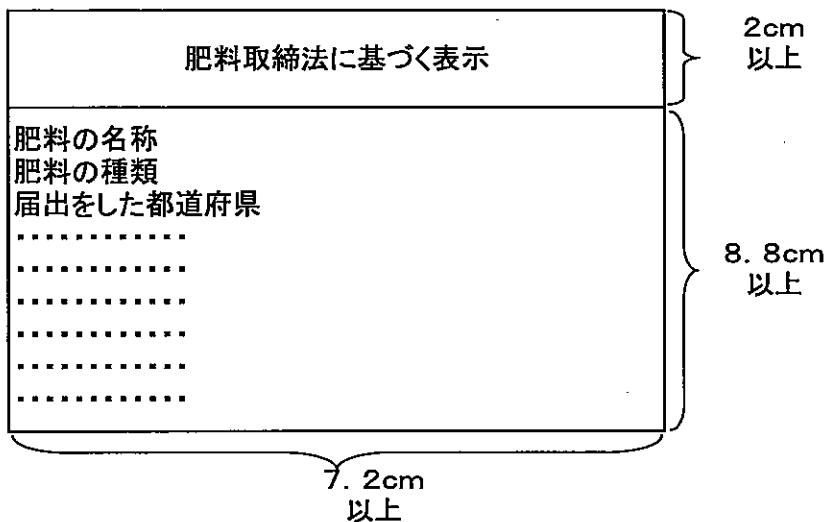
イ 現物当たりの数値で記載することが困難な場合には、「主要な成分の含有量等」を「主要な成分の含有量等（乾物当たり）」として、乾物当たりの数値及び水分含有量を記載すること。

ウ 窒素全量、りん酸全量又は加里全量については、現物当たりの含有量の測定結果が0.5%未満である場合には、「0.5%未満」と記載することができる。

項目	表示の単位	誤差の許容範囲
窒素全量	パーセント(%)	表示値が3パーセント以上の場合は、表示値のプラスマイナス10パーセント
りん酸全量	パーセント(%)	表示値が3パーセント未満の場合は、プラスマイナス0.3パーセント
加里全量	パーセント(%)	
銅全量	1キログラム当たりミリグラム(mg/kg)	表示値のプラスマイナス30パーセント
亜鉛全量	1キログラム当たりミリグラム(mg/kg)	表示値のプラスマイナス30パーセント
石灰全量	パーセント(%)	表示値のプラスマイナス10パーセント
炭素窒素比	—	表示値のプラスマイナス30パーセント
水分含有量	パーセント(%)	表示値のプラスマイナス10パーセント

2 表示の様式等

(1) 表示は、容器又は包装を用いる場合にあっては肥料の最小販売単位ごとにその外部の見やすい箇所に次の様式により表示事項を印刷するか又は同様式により表示事項を記載した書面を容器若しくは包装から容易に離れない方法で付すことにより、容器又は包装を用いない場合にあっては当該書面を付すことにより行わなければならない。



- (2) (1)の様式の枠内には、別表の肥料の種類ごとの表示事項以外の事項を記載してはならない。
- (3) 肥料の正味重量が6キログラム未満の場合には、(1)の様式の寸法は、適宜とする。
- (4) 表示に用いる文字の色、大きさ等は、次に掲げるところによらなければならない。
ア 表示に用いる文字の色は、背景の色と対照的な色とすること。
イ 表示に用いる文字は、消費者の見やすい大きさ及び書体とすること。
- (5) 生産若しくは輸入又は表示した年月を(1)の様式に従い記載することが困難な場合には、「生産(輸入)した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- (6) 原料を(1)の様式に従い記載することが困難な場合には、「原料」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。

別表1

肥料の種類	表示事項
たい肥(汚泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるものを除く。)	一般表示事項 原料 主要な成分の含有量等 窒素全量 りん酸全量 カリ全量 銅全量 亜鉛全量 石灰全量 炭素窒素比 水分含有量
動物の排せつ物	

備考

1 一般表示事項は、次のとおりとする。

- (1) 肥料の名称
- (2) 肥料の種類
- (3) 届出をした都道府県
- (4) 表示者の氏名又は名称及び住所
- (5) 正味重量
- (6) 生産（輸入）した年月

2 主要な成分の含有量等については、銅全量にあっては豚ぶんを原料として使用するものであって現物1キログラム当たり300ミリグラム以上含有する場合に限り、亜鉛全量にあっては豚ぶん又は鶏ぶんを原料として使用するものであって現物1キログラム当たり900ミリグラム以上含有する場合に限り、石灰全量にあっては石灰を原料として使用するものであって現物1キログラム当たり150グラム以上含有する場合に限り、水分含有量にあっては乾物当たりで表示する場合に限り、それぞれ表示しなければならないものとする。

有機農産物の日本農林規格

制 定 平成12年 1月20日農林水産省告示第 59号
一部改正 平成15年11月18日農林水産省告示第1884号
全部改正 平成17年10月27日農林水産省告示第1605号
最終改正 平成21年 8月27日農林水産省告示第1180号

(目的)

第1条 この規格は、有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(有機農産物の生産の原則)

第2条 有機農産物は、次のいずれかに従い生産することとする。

- (1) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壤の性質に由来する農地の生産力（きのこ類の生産にあっては農林産物に由来する生産力を含む。）を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。
- (2) 採取場（自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。）において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取すること。

(定義)

第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

用語	定義
有機農産物	次条の基準に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）をいう。
使用禁止資材	肥料及び土壤改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）及び土壤又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。

(生産の方法についての基準)

第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
ほ場又は採取場	<p>1 ほ場については、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないよう必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあっては種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農産物の生産を開始した場合にあっては種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子、苗等又は種菌の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。</p> <p>(2) 転換期間中のほ場 ((1)に規定するほ場への転換を開始したほ場であって、(1)に規定する要件に適合していないものをいう。以下同じ。) については転換開始後最初の収穫前1年以上の間、この表ほ場に使用する種子、苗等又は種菌の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。</p>

	<p>2 採取場については、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域であり、かつ、当該採取場において農産物採取前3年以上の間、使用禁止資材を使用していないものであること。</p>
ほ場に使用する種子、苗等又は種菌	<p>1 この表ほ場又は採取場の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種子、苗等（苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）又は種菌であること。</p> <p>2 1の種子、苗等又は種菌の入手が困難な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものを、これらの種子、苗等又は種菌の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な苗等又は天然物質若しくは化学的処理を行っていない天然物質に由来する培養資材を使用して生産された種菌を使用することができる（は種され、又は植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合を除く。）。</p> <p>3 1及び2に掲げる種子、苗等又は種菌は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。</p>
ほ場における肥培管理	<p>1 当該ほ場において生産された農産物の残さに由来するたい肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表1の肥料及び土壤改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。以下同じ。）に限り使用することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、きのこ類の生産に用いる資材にあっては、次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合していること。ただし、たい肥栽培培養のこの生産においてこれらの資材の入手が困難な場合にあっては、別表1の肥料及び土壤改良資材に限り使用することができる。</p> <p>(1) 樹木に由来する資材については、過去3年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、かつ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質により処理されていないものであること。</p> <p>(2) 樹木に由来する資材以外の資材については、以下に掲げるものに由来するものに限ること。</p> <p>ア 農産物（この条に規定する生産の方法についての基準に従って栽培されたものに限る。）</p> <p>イ 加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第4条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたものに限る。）</p> <p>ウ 飼料（有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第4条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたものに限る。）</p> <p>エ 有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第4条に規定する生産の方法についての基準に</p>

	<p>従って飼養された家畜及び家きんの排せつ物に由来するもの</p> <p>(3) (2)アに掲げる基準に従ってきのこ類を生産する過程で産出される廃 　　ほど等については、これらを再利用することにより自然循環機能の維 　　持増進が図られていること。</p>
ほ場における有害動植物の防除	<p>耕種的防除（作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。）、物理的防除（光、熱、音等を利用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。）、生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。）又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、別表2の農薬（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）に限り使用することができる。</p>
一般管理	<p>土壤、植物又はきのこ類に使用禁止資材（古紙に由来する農業用資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）及び種子が帯状に封入された農業用資材（コットンリンターに由来する再生纖維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）を除く。）を施さないこと。</p>
育苗管理	<p>育苗を行う場合（ほ場において育苗を行う場合を除く。）にあっては、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じ、その用土として次の1から3までに掲げるものに限り使用するとともに、この表ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い管理を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この表ほ場又は採取場の項の基準に適合したほ場又は採取場の土壤 2 過去3年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壤 3 別表1の肥料及び土壤改良資材
収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理	<ol style="list-style-type: none"> 1 この表ほ場又は採取場の項、ほ場に使用する種子、苗等又は種菌の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は育苗管理の項の基準（以下「ほ場又は採取場の項等の基準」という。）に適合しない農産物が混入しないように管理を行うこと。 2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬及び有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）別表2の薬剤（ただし、農産物への混入を防止すること。） (2) 農産物の品質の保持改善目的 別表3の調製用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組

換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。)

- 3 放射線照射を行わないこと。
- 4 この表は場又は採取場の項等の基準及びこの項1から3までに掲げる基準に従い生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

(有機農産物の名称の表示)

第5条 有機農産物の名称の表示は、次の例のいずれかによることとする。

- (1) 「有機農産物」
- (2) 「有機栽培農産物」
- (3) 「有機農産物〇〇」又は「〇〇(有機農産物)」
- (4) 「有機栽培農産物〇〇」又は「〇〇(有機栽培農産物)」
- (5) 「有機栽培〇〇」又は「〇〇(有機栽培)」
- (6) 「有機〇〇」又は「〇〇(有機)」
- (7) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇(オーガニック)」

(注)「〇〇」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること。

- 2 前項の基準にかかわらず、転換期間中のほ場において生産されたものにあっては、前項の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。
- 3 第1項の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあっては、同項(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載すること。

別表1

肥料及び土壤改良資材	基 準
植物及びその残さ 由来の資材 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材 と畜場又は水産加工場からの動物性产品由来の資材 発酵した食品廃棄物由来の資材 パークたい肥 グアノ 乾燥藻及びその粉末 草木灰	家畜及び家きんの排せつ物に由来すること。 天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていない天然物質に由来すること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。 食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(苦土炭酸カルシウムを含む。)であること。
塩化加里	天然鉱石を粉碎又は水洗精製したもの及び天然かん水から回収したものであること。
硫酸加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するること。

硫酸加里苦土	天然鉱石を水洗精製したものであること。	
天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg 中 90 mg 以下であるものであること。	
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。	
水酸化苦土	天然鉱石を粉碎したものであること。	
石こう（硫酸カルシウム）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。	
硫黄	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。	
生石灰（苦土生石灰を含む。）	上記生石灰に由来すること。	
消石灰	微量要素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用すること。	
微量要素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）	岩石を粉碎したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壤等を汚染するものでないこと。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。	
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。ただし、土壤改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。	
ペントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。	
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。	
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。	
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。	
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。	
塩基性スラグ	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。	
鉱さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。	
よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg 中 90 mg 以下であるものであること。	
塩化ナトリウム	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。	
リン酸アルミニウムカルシウム	カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg 中 90 mg 以下であるものであること。	
塩化カルシウム		
食酢		
乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等の pH調整に使用すること。	

製糖産業の副産物 肥料の造粒材及び 固結防止材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り使用することができる。
その他の肥料及び 土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。

肥料の登録・届出・受理の所管機関と連絡先

